

審 査 基 準 整 理 票

処分名	大津市リサイクルセンター木戸会議室の使用許可		
根拠法令名	大津市リサイクルセンター木戸設置条例 (平成 2 5 年 3 月 2 2 日 条例第 2 0 号)	(条項) 第 4 条第 1 項	
基準法令名	大津市リサイクルセンター木戸設置条例 (平成 2 5 年 3 月 2 2 日 条例第 2 0 号) 大津市暴力団排除条例 (平成 2 3 年 1 2 月 1 9 日 条例第 4 9 号)	(条項) 第 4 条第 3 項 (条項) 第 8 条	
所管部署	環境部リサイクルセンター木戸		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	一日
【審査基準】 ・文書の名称【大津市リサイクルセンター会議室の使用許可基準】 ・掲載図書等【】 ・内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 [会議室の使用許可基準] 会議室の使用許可は、大津市リサイクルセンター木戸設置条例第 4 条第 3 項に規定する使用不許可の事由又は大津市暴力団排除条例第 8 条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当しないことを基準とする。 なお、同条例第 4 条第 3 項第 3 号に規定する「その他市長がその使用を不適當であると認めるとき」とは、次の事項に該当する場合をいう。 (1) 下記の遵守事項を守らないおそれがある場合 ア 使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。 イ 施設又は設備に変更を加え、又は特別な設備を設けないこと（予め許可を受けた場合を除く。） ウ 許可を受けていない施設又は設備を使用しないこと。 エ 所定の場所以外で飲食し、火気を使用し、又は喫煙しないこと。 オ 物品の販売はしないこと（予め許可を受けた場合を除く。） カ 物品を展示し、飲食物を提供し、又は印刷物、ポスター等を配布し、もしくは掲示しないこと（予め許可を受けた場合を除く。） キ 飲食を目的とした行為をしないこと（予め許可を受けた場合を除く。） ク 営利を目的としないこと。 ケ 政治的宗教的中立性に対する市民の信頼を損なう活動をしないこと。 (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合 (3) その他管理運営上支障があると施設長が認める場合			

[根拠法令]

大津市リサイクルセンター木戸設置条例

(会議室の使用の許可)

第4条 センターの大会議室又は小会議室（以下「会議室」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、会議室の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付すことができる。

[基準法令]

大津市リサイクルセンター木戸設置条例

(会議室の使用の許可)

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 会議室の施設又は備品を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他市長がその使用を不適當であると認めるとき。

大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があつた場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利用すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。